除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２４年（へ）第１号
富山市向川原町２番７号
申立人　三耐工業株式会社
代表者代表取締役　髙見　之信
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月７日
平成24年５月10日　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　Ｋ129594
金額　117,600円
支払期日　平成24年４月５日
支払地　金沢市
支払場所　金沢信用金庫安原支店
振出日　平成23年11月21日
振出地　金沢市
振出人　株式会社森工業　代表取締役　森　浩明
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＯＱ40062
金額　767,047円
支払期日　平成24年４月30日
支払地　金沢市
支払場所　株式会社北陸銀行金沢支店
振出日　平成23年11月25日
振出地　金沢市
振出人　株式会社ヤスジマ　代表取締役　安島　稔
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２４年（へ）第１号
東京都中央区日本橋箱崎町１番７号
申立人　ジェーピーホームサプライ株式会社
代表者代表取締役　志村　和男
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月10日
平成24年５月11日　松本簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ211425
金額　541,664円
支払期日　平成24年２月29日
支払地　長野県松本市
支払場所　株式会社みずほ銀行松本支店
振出日　平成23年12月15日
振出地　長野県松本市
振出人　株式会社ちきりや　代表取締役　植田　時男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第１１号
埼玉県川口市仲町２番19号
申立人　長島鋳物株式会社
代表者代表取締役　長島　博高
権利を争う旨の申述の終期　平成24年５月10日
平成24年５月11日　岡山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ69285
金額　698,565円
支払期日　平成24年４月10日
支払地　岡山県岡山市
支払場所　株式会社中国銀行岡山流通センター支店
振出日　平成23年11月30日
振出地　岡山県岡山市
振出人　株式会社佐藤管材工業　代表取締役　佐藤　三平
受取人　申立人
最終所持人　申立人

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の失権を宣言する。

平成２３年（へ）第８号
長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地
申立人　立科町
代表者町長　小宮山和幸
権利の届出の終期　平成24年５月10日
平成24年５月11日　佐久簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平491番
原野　1017平方メートル
⑵登記年月日番号　長野地方法務局佐久支局昭和50年２月25日受付第726号
⑶登記した権利の内容
原因　昭和46年８月11日転貸
借賃　３・３㎡１年60円
支払期　毎年６月末日
存続期間　昭和44年６月30日から昭和64年６月29日まで
特約　転貸ができる
転借権者　東京都板橋区大谷口一丁目48番１号　鈴木　　孝

平成２３年（へ）第９号
長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地
申立人　立科町
代表者町長　小宮山和幸
権利の届出の終期　平成24年５月10日
平成24年５月11日　佐久簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平613番
原野　1026平方メートル
⑵登記年月日番号　長野地方法務局佐久支局昭和47年８月22日受付第4087号
⑶登記した権利の内容
原因　昭和47年８月14日転貸
借賃　３・３㎡１年70円
支払期　毎年６月末日
存続期間　昭和47年４月１日より昭和67年８月31日まで
特約　転貸ができる
転借権者　川崎市多摩区生田六丁目13番13号　大久保秀夫

平成２４年（へ）第１号
長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地
申立人　立科町
代表者町長　小宮山和幸
権利の届出の終期　平成24年５月10日
平成24年５月11日　佐久簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平545番
原野　1097平方メートル
⑵登記年月日番号　長野地方法務局佐久支局昭和61年10月27日受付第3734号
⑶登記した権利の内容
原因　昭和61年10月22日転貸
借賃　３・３㎡１年60円
支払期　毎年度末
存続期間　昭和61年10月22日から20年
特約　転貸ができる
転借権者　東京都目黒区三田二丁目13番17号、マキ、マンシヨン602号　篠原　長昭

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２０１号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1977番地
債務者　有限会社モデルブルー
代表者取締役　田中　秀岳
１　決定年月日時　平成24年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月16日午後４時
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１００８号
川崎市宮前区馬絹1316番地２
債務者　株式会社野川システム運輸
代表者代表取締役　鈴木　晴雄
１　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　和明
４　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月11日午前10時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津字松台547―１
債務者　株式会社エコハウス
代表者代表取締役　友野　　勲
１　決定年月日時　平成24年５月23日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伏木　壮太
４　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部